

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事	令和7年7月31日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市左京区北白川瓜生山2-116	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 学校法人瓜生山学園 理事長 徳山豊

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	468 台	6 台	24 台	472 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	328.1	キログラム	425	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・設備管理会社が運用するCAFMSシステム（設備管理システム）へ第一種特定製品の仕様（メーカー、型式、設置年、圧縮機能力、冷媒の種類、等）を登録し、必要時に管理担当者が閲覧できる体制としている。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時には、京都府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者へ冷媒用代替フロンの回収を依頼している。 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づく回収依頼書を充填回収業者へ交付し、充填回収業者から提出される取引証明書と共に3年間保管している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・フロン排出抑制法に基づく簡易点検（1回/3ヶ月）、及び定期点検（圧縮機の能力に応じた頻度）を実施している。 ・CAFMSシステム上で点検工程表を作成し、フロン排出抑制法に基づく簡易点検、定期点検の抜け漏れを管理している。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時に、充填回収業者から回付される再生証明書、もしくは破壊証明書をもって冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認し、その旨を上長へ報告する体制としている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品の新規導入、既設更新時には、地球温暖化係数のより低い代替フロンを使用した製品を優先的に採用する。 ・事業所内の別事業者が管理する第一種特定製品（業務用冷凍冷蔵庫、自動販売機、等）について、ノンフロン製品又は地球温暖化係数のより低い冷媒製品の導入を指導する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。